運営基準自己点検シート(ユニット型介護老人保健施設)

「条例」:福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月28日福島県条例第78号)

「規則」:福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成25年3月29日福島県規則第41号)

「国解釈通知」:介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

(平成12年3月17日老企第44号)

県条例及び県規則 冬項 国解釈通知 適否 第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準 第1節 この章の主旨及び基本方針 1. この章の趣旨 第2条及び前2章の規定にかかわらず、ユ 条例第42 1 第5章の趣旨 適・否 ニット型介護老人保健施設(施設の全部に 「ユニット型」の介護老人保健施設は、居宅 条 おいて少数の療養室及び当該療養室に近接 に近い居住環境の下で、居宅における生活に近 して設けられる共同生活室(当該療養室の い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわ ち、生活単位と介護単位とを一致させたケアで 入居者が交流し、共同で日常生活を営むた めの場所をいう。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」と あるユニットケアを行うことに特徴がある。 こうしたユニット型介護老人保健施設のケア いう。) ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人 は、これまでの介護老人保健施設のケアと大き く異なることから、その基本方針並びに施設、 設備及び運営に関する基準については、第1 保健施設をいう。以下同じ。)の基本方針 並びに施設、設備及び運営に関する基準に 章、第3章及び第4章ではなく、第5章に定め るところによるものである。なお、人員に関す ついては、この章に定めるところによる。 る基準については、第2章(基準省令第2条) に定めるところによるので、留意すること。 2. 基本方針 (1) ユニット型介護老人保健施設は、入 2 基本方針 条例第43 否 居者一人一人の意思及び人格を尊重 条第1項 基準省令第40条(基本方針)は、ユニット型 し、施設サービス計画に基づき、その 介護老人保健施設がユニットケアを行うもので 居宅における生活への復帰を念頭に置 あることを規定したものである。 いて、入居前の居宅における生活と入 その具体的な内容に関しては、基準省令第43 居後の生活が連続したものとなるよう 条以下に、サービスの取扱方針、看護及び医学 配慮しながら、看護、医学的管理の下 的管理の下における介護、食事など、それぞれ における介護及び機能訓練その他必要 について明らかにしている。 な医療並びに日常生活上の世話を行う ことにより、各ユニットにおいて入居 者が相互に社会的関係を築き、自律的 な日常生活を営むことを支援しなけれ ばならない。 (2) ユニット型介護老人保健施設は、地 条例第43 域や家庭との結び付きを重視した運営 条第2項 を行い、市町村、居宅介護支援事業 者、居宅サービス事業者、他の介護保 険施設その他の保健医療サービス又は 福祉サービスを提供する者との密接な 連携に努めなければならない。 (3) ユニット型介護老人保健施設は、入 条例第43 居者の人権の擁護、虐待の防止等のた 条第3項 め、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施す

条例第43

条第4項

る等の措置を講じなければならない。 (4) ユニット型介護老人保健施設は、介

護保健施設サービスを提供するに当

たっては、法第118条の2第1項に規定

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよ う努めなければならない。			

第2章 人員に関する基準

1. 従業者

(1) 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき従業者数は、次に掲げるものとする。

(医師 注1) (看護師 注1)

- 一 薬剤師
- 二 准看護師又は介護職員
- 三 支援相談員
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士
- 五 栄養士又は管理栄養士
- 六 介護支援専門員
- 七 調理員、事務員その他の従業者
- (2) 前項各号に掲げる従業者の員数に関する基準は、規則で定める。
- 1 条例第3条第1項各号に掲げる従業 者の員数は、次の各号に掲げる従業 者の区分に応じ、当該各号に定める ものとする。

医師 注1

常勤換算方法で、入所者の数を 100で除して得た数以上 条例第3条 **第2 人員に関する基準** 第1項

(平11厚令 40第2条第

40第2采身 1項)

条例第3条 第2項

規則第3条 第1項

(平11厚令 40第2条第 1項)

1 医師

(1) 介護老人保健施設においては、常勤の 医師が1人以上配置されていなければな らないこと。したがって、入所者数100人 未満の介護老人保健施設にあっても常勤 の医師1人の配置が確保されていなけれ ばならないこと。ただし、複数の医師が 勤務をする形態であり、 このうち1人の 医師が入所者全員の病状等を把握し施設 療養全体の管理に責任を持つ場合であっ て、入所者の処遇が適切に行われると認 められるときは、常勤の医師1人とある のは、常勤換算で医師1人として差し支 えない。なお、サテライト型小規模介護 老人保健施設及び医療機関併設型小規模 介護老人保健施設(以下「サテライト型 小規模介護老人保健施設等」という。) 並びに分館型介護老人保健施設における 医師の配置については、次のイ及びロの とおりとすること。

イ サテライト型小規模介護老人保健施 設等

サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができること。

ロ 分館型介護老人保健施設 当該分館型介護老人保健施設と一体 として運営される基本型介護老人保健 施設に配置されている医師が配置され 適・否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
一 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数 こ 往	規第33条	元 大所	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
三 支援相談員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上)		4 支援相談 (1) 大変	
四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を 百で除して得た数以上		5 理学療法士、作業療法士又は言語聴 党士 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(人保 理学療法士等」という。)は、の提供する。 では、大変ないるが、では、大変ないるが、できないでは、大変ないでは、大変ないでは、大変ないでは、大変ないでは、大変ないでは、大変ないでは、大変ないる。で、大変ないるので、大変ないるので、大変ないるので、大変ないるので、大変ないるので、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないるで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないで、大変ないで、大変ないで、大変ないないで、大変ないで、大変ないで、大変ないで、大変ないで、大変ないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないで、大変ないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないで、大変ないないないで、大変ないないないないで、大変ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
五 栄養士又は管理栄養士		6 栄養士又は管理栄養士 入所定員が100人以上の施設においでは常	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
入所定員100以上の介護老人保健 施設にあっては、1以上		動職員を1人以上配置することとしたものである。ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。なお、100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること。また、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設(介護老人保健施設、療養床数100以上の介護医療院及び病床数100以上の病院に限る。)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が、当該本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
六 介護支援専門員		7 介護支援専門員 (1) 介護支援専門員については、その業務	
1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)		に専いるでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、ことでは、こと	
		(2) 介護支援専門員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護者人保健施のの他の職務に従事することができる該介事さる。この配置に対立とする。この配置にすった。といるの配置基準を引きるといるのでは、大きなのででは、といるのでは、当該を行う護支援を引きるといるのでは、当時間となり、は、当時間には、大きないるのでは、この限りでない。	
		(3) 当該サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設(介護老人保健施設又は介護医療院(併設型小規模介護医療院を除く。)に限る。)に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	
七 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じ た適当数		8 調理員、事務員等 (1) 調理員、事務員等については、介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。 (2) 調理員、事務員等については、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。 均値とし、新規に許可を受ける場合 ただし、数による。 3 介護者は、に従業者は、にな数にとり、には、推定数にとり、とは、のではないのではではです。 が表すでするの処別でない。 4 ら当す、人、の第3条6号の介護するだ場ののよりでは、ののののではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなり	規則第3条 第2項 規則第3条 規則第3条 規則第3条	合にあってない。 9 用語の定義 (1) 「常勤換算方法」 当該 大法」 当該 大法」 当該 大法」 当該 大法」 当該 大法」 当該 大法」 当該 大子とに 大学	
ものとする。 5 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の支援相談は言語・ 学療法士、栄養士若しくは養士 又は介護支援専門員については、養子でに掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該サテライト型小規模介護者人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認めるときは、これを置かないことができる。	規則第3条 第5項	は第113号)第13条第1項に規定する措置(以下第113号)第13条第1項に規定する措置(以下等等管理措置」という。)又は育別、不業、介護体業等育児又は家族介護を行う労働、不同人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個	
一 介護老人保健施設 支援相談 員、理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士、栄養士若しくは 管理栄養士又は介護支援専門員二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員		(2) 「勤務延時間数」 勤務表上、介護保健施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設においで常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。	
三 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限 る。) 注1 (第一項第一号〔略)の規定にかかわら	(平11厚令 40第2条第	(3) 「常勤」 当該介護老人保健施設における勤務時間数が、当該施設において定められている常勤の従き業者が勤務なべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回るには32時間を基ある。)に達していることをいうもので表し、、母性健康管理措置又に短縮等の、大だし、、母性健康管理時間の気力でが指進られている者にでかいして整務では、一大大のの大きないのもは、の時間として強力である。当該施設に併設されるである。当該施設に併設されるである。当該施設に併設されるである。当該施設に併設されるであるとがを30時間であり、2 に所在するに、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と、管理と	

6項)	かいしまささんフェのほういでは、フトブルに	
	ないと考えられるものについては、それぞれに 係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務 でき時間数に達していれば、常勤の要件を満た すものであることとする。例えば、介護老人保 健施設、指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所及び指定訪問リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護老人保健施 設の管理者、指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所の管理者及び指定訪問リハビリアーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に していれば、常勤要件を満たすこととなる。	
規則第3条第6項	また、人員基準者が労働基準法(昭和22年産育株等49号)第65条に規定する保護で、(以下「置、保護・企業ので、企業を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表して、企業を表し、企業を表して、企業を表し、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を、企業を	
	(4) 「専ら従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 (5) 「前年度の平均値」 ① 基準省令第2条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎	
(平11厚令 40第2条第 7項)	年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。)の日本の日間で除して、所者延数を当該前年度の日数ででは、小大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
	第6項 (平11厚 40第2条	事業所が未た。 事業所が未た。 一年の一年のより、 一年の一年のより、 一年の一年のより、 「事生のに、 「事性のに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性ののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事性のののに、 「事に、 」」のので、 「事に、 」」のので、 「事に、 」」のので、 「事に、 」」のので、 「事に、 」」のののに、 「のののに、 」」ののののに、 」」ののののに、 」」ののののに、 」、 「ののののに、 」、 「のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
若しくは診療所の医師 [略)により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。 二 [略]		以上あるときは、減床後の入所者延数を 延日数で除して得た数とする。	

第2節 施設及び設備に関する基準

1. 施設

(1) ユニット型介護老人保健施設は、診察 条例第44 室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設 を有しなければならない。ただし、ユニッ ト型サテライト型小規模介護老人保健施設 (ユニットごとに入居者の日常生活が営ま れ、これに対する支援が行われるサテライ ト型小規模介護老人保健施設をいう。以下 同じ。) の場合にあっては、本体施設の施 設を利用することにより、当該ユニット型 サテライト型小規模介護老人保健施設及び 当該本体施設の入居者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、調理室、洗濯室 又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

(ユニットごとに入居者の日常生活が営ま れ、これに対する支援が行われる医療機関 併設型小規模介護老人保健施設をいう。以 下同じ。) の場合にあっては、併設される 介護医療院又は病院若しくは診療所の施設 を利用することにより、当該ユニット型医 療機関併設型小規模介護老人保健施設及び 当該介護医療院又は病院若しくは診療所の 入居者又は入院患者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、これらの施設を有 しないことができる。

(療養室 注2) (診察室 注2) (機能訓練室 注2)

- ユニット
- サービス・ステーション
- 兀 調理室
- 洗濯室又は洗濯場 五.
- 汚物処理室

(2) 前項各号に掲げる施設の基準は、規 則で定める。

1 条例第四十四条第一項各号に掲げる施 設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分 に応じ、当該各号に定めるものとする。

ユニット 次のアからウまでに 掲げる施設の区分に応じ、それぞ れアからウまでに定める基準を満 たすものであること。

療養室 注2

(1) 1の療養室の定員は、1人 とすること。ただし、入居者 への介護保健施設サービスの 提供上必要と認められる場合

条第1項

(平11厚令 40第41条

第1項)

3 設備の基準

(1) ユニット型小規模介護老人保健施設 等の定義

① ユニット型サテライト型小規模介護 老人保健施設

ユニット型サテライト型小規模介 護老人保健施設は、当該施設を設置 しようとする者により設置される当 該施設以外のユニット型介護老人保 健施設(以下「本体施設」とい う。) との密接な連携を確保しつ つ、本体施設とは別の場所で運営さ れ、入所者の在宅への復帰の支援を 目的とする定員29人以下のユニット 型介護老人保健施設をいう。

- ロ 本体施設と密接な連携を確保する 具体的な要件は、本体施設とユニッ ト型サテライト型小規模介護老人保 健施設は、自動車等による移動に要 する時間がおおむね20分以内の近距 離であること。本体施設の医師等又 は協力医療機関が、ユニット型サテ ライト型小規模介護老人保健施設の 入所者の病状急変等の事態に適切に 対応できる体制を採ること。
- ② ユニット型医療機関併設型小規模介 護老人保健施設

ユニット型医療機関併設型小規模介 護老人保健施設は、病院又は診療所に 併設され入所者の在宅への復帰の支援 を目的とする定員29人以下のユニット 型介護老人保健施設であって、前項に 規定するユニット型サテライト型小規 模介護老人保健施設以外のものをい う。

条例第44 条第2項

規則第8条

(平11厚令

40第41条

第2項)

第1項

(2) 設備の基準

- ユニットケアを行うためには、入居 者の自律的な生活を保障する療養室 (使い慣れた家具等を持ち込むことの できる個室)と、少人数の家庭的な雰 **囲気の中で生活できる共同生活室(居** 宅での居間に相当する部屋) が不可欠 であることから、ユニット型介護老人 保健施設は、施設全体を、こうした療 養室と共同生活室によって一体的に構 成される場所 (ユニット) を単位とし て構成し、運営しなければならない。
- ② 入居者が、自室のあるユニットを超 えて広がりのある日常生活を楽しむこ とができるよう、他のユニットの入居 者と交流したり、多数の入居者が集 まったりすることのできる場所を設け ることが望ましい。

否

滴 •

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
はる。ないなどは、ようにというです。というです。というです。というです。というです。というです。というであります。というであります。というであります。というであります。というであります。ないのであります。ないのであります。ないのであります。ないのでであります。ないのでは、でいりにはというであります。ないがあれば、いいでは、ないであります。ないがあれば、では、ないがあれば、でいいであります。ないがあれば、では、ないがあれば、では、ないがあれば、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	規則第8条第1項	(①不1を上屋室も室な場に養養には互常あたとしたがあり、しどる人ののとはにかなすすとなれでのユ体 こめでとれるで、ではにかなすすとなれでのユ体 こが、 はて 接養に は は 五常あ定と 入自す合いにいって が が で 変 で で で で で で で で で で で で で で で で	
大はけるからない。 はけるからない。 はけるのでででででいる。 ででででででいる。ととではいるがあるがででででででででででいる。 ははいるのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(平11厚令 40第41条 第2項)	本 療養 工工 保健施設 居の面積等 工工 保健施で、活 保健 で と で 居 で 居 で 所 で 生 行 が で 生 で た で 作 れ で 生 で た で 作 れ で ま で た で 作 れ で ま で た で 作 れ で ま で た で が 情 を で お か い か る は こ と で す れ か い か を で ま で か と で で か で は さ と か で は さ と と た で で で で か で は さ と と で で か で は さ と と と で で は で か に で か が で き な と と し 、 で な で は で か に で は と と に か る と と に い る る と と に い る る と と と と と と と と と と と と と と と と と	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
ル以上の面積を有し、必要な器域・器具を備えること。 ニ 浴室 次に掲げる基準を満たすものであること。ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。イ 一般浴槽のほか、入浴に適した特別浴槽を設けること。ウ 入居者に対けるの介護保健施設	規則第8条 第1項	令和3年4月1日に現に存する ユニット型介護老人保健施設(基 本的な設備が完成しているものを 含み、令和3年4月1日以降に増 築され、又は全面的に改築された 部分を除く。)において、ユニッ トに属さない療養室を改修してム ニットが造られている場合であ り、床面積が、10.65平方メート ル以上(療養室内に洗面所がおけ られているときはその面積を含	
サービスの提供に支障がない場合を除き、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。 (3) ユニット型介護老人保健施設の建物 (入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。	条例第44条第3項	み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)であるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確にされていれば、天井と壁との間で上での隙間が生じていませき差してない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただいのものは認められず、可動でない確しのであって、プライバシーの確	
2 条例第44条第3項の規則で定める要件 は、次の各号に掲げるいずれかの要件とす る。	規則第8条 第2項	保のために適切な素材であることが必要である。 療養室であるためには、一定程 度以上の大きさの窓が必要である ことから、多床室を仕切って窓の ない療養室を設けたとしても個室	
一 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 二 療養室等を2階又は地階に設けて疾養室等を2階又は地階に設けて疾療場合をでして、次に掲げること。 一 変 とのの全でがであるとのがであるとのができる。 一 当該の所に関するとののとができれば、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学ののには、大学のの第53条には、大学のの第53条において、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条第1項に規定では、というの第31条には、というの第31条には、というの第31条には、というの第31条には、というの第31条には、というの第31条には、というの第31条には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		的多には認め入ったい。 変には認め入ったい。 変にないのかいにはない。 変にないのかいにはないにはないでは、 変にないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	
(4) 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。	条例第44 条第4項	のサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3平方メートル以上)とすることが原則であるが、平成17年10月1日に、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニット(同日以降に増築又は改築されたものを除く。)にあっては、建物の構造や敷地上の制約な	
3 条例第44条第4項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。	規則第8条 第3項	ど特別の事情によって当該面積を 確保することが困難であると認め られたときには、前記の趣旨を損 なわない範囲で、10.65平方メート ル未満(入居者へのサービス提供	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
一 スプリンクラー設備の設置、天 井等の内装材等への難燃性の材料 の使用、調理室等火災が発生する おそれがある箇所における防火区 画の設置等により、初期消火及び 延焼の抑制に配慮した構造である こと。 二 非常警報設備の設置等による火 災の早期発見及び通報の体制が整 備されており、円滑な消火活動が 可能なものであること。		上必要と認められる場合に2人部 屋とするときは21.3平方メートル 未満)であっても差し支えないと する趣旨である。 なお、ユニットに属さない療養 室を改修してユニットを造る場合 に、療養室がaの要件を満たして いれば、ユニット型個室に分類さ れる。 ⑤ 共同生活室(第1号ロ) イ 共同生活室は、いずれかのユニット トに属するものとし、当該ユニット	
三 避難口の増設、搬送を容易に行 うために十分な幅員を有する避難 路の確保等により、円滑な避難が 可能な構造であり、かつ、避難訓 練を頻繁に実施すること、配置人 員を増員すること等により、火災 の際の円滑な避難が可能なもので あること。		- の人居者が交流の - の人居者が交流の - でふさない。 - でいるでいるであればなのの - 大川でないのでないのであればなののであればなのでないのである。 - 大川でないののののであるである。 - 大川でないのののであるののであるでは、 - 大川でないのののであるである。 - 大川でないののであるでは、 - 大川でいるののでは、 - 大川でいるののでは、 - 大川でいるののでは、 - 大川でいるののでは、 - 大川でいるのでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるには、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるには、 - 大川でいるでは、 - 大川でいるには、 - 大川でいるが、 -	
(5) 前各項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、規則で定める。	条例第44 条第5項	で、当該共同生活室内を車椅子が 支障なく通行できる形状が確保さ れていること。 ロ 共同生活室の床面積 共同生活室の床面積について「標 準とする」とされている趣旨は、療	
設備の基準は、次の各号に掲げるものとする。	規則第8条 第4項	養室の床面積について上記④のニに あるのと同様である。 ハ 共同生活室には、介護を必要とす る者が食事をしたり、談話等を楽し んだりするのに適したテーブル、椅	
一 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。 二 療養室等が3階以上の階にある場		子等の備品を備えなければならない。 い。 また、入居者が、その心身の状況 に応じて家事を行うことができるよ うにする観点から、簡易な流し・調 理設備を設けることが望ましい。	
合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階殺の数を避難階段の数に算入することができる。 三 階段には、手すりを設けること。		⑥ 洗面所(第1号ハ) 洗面所は、療養室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。なお、療養室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。	
四 廊下の構造 次に掲げる基準を 満たすものであること。 ア 幅は、1.8メートル以上(中廊 下にあっては、2.7メートル以 上)とすること。ただし、廊下 の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円認められる場合には、1.5メートル以上 (中廊下にあっては、1.8メートル以上)として差し支えない。 イ 手すりを設けること。 ウ 常夜灯を設けること。		⑦ 便所(第1号二) 便所は、療養室ごとに設けることが望ましい。 ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1ヶ所に集中して設けるのではなく、2ヶ所以上に分散して設けることが望ましい。 なお、療養室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させて差し支えない。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
五 入居者に対する介護保健施設 サービスの提供を適切に行うため に必要な設備を備えること。		⑧ 浴室(第3号) 浴室は、療養室のある階ごとに設けることが望ましい。	
六 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。		⑨ 廊下(第4項第5号) コニット型介護老人保健施設にあっては、多数の入居者や職員が日から、原下の標の一律の規制を部のの表表でのででは、の下ののででは、一度でのででは、一度でのででは、一度でのででは、一度でのででは、一度でのででは、一度でのでは、一度では、一度では、一度では、一度では、一度では、一度では、一度では、一度	
		 第3の3 (4) 廊下 ① 廊下の幅は、内法によるものとし、 手すりから測定するものとすること。 ② 手すりは、原則として両側に設けること。 	
		③ 中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいうこと。 ⑩ ユニット型介護老人保健施設の設備については、上記の①から⑨までによるほか、第3の規定(2の(1)の②のチ、4の(1)、4の(2)、4の(5)の①及び4の(5)の③を除く。)を準用する。	
		※ 第3 (施設及び設備に関する基準)	
		1 一般原則 (1) 介護老人保健施設の施設及び構造設備については、基準省令のほか建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、消防法等の関係規定を適守すると分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。※ 介護老人保健施設における防火、防災第24号) (2) 介護老人保健施設の環境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するととものとすること。	
		2 施設に関する基準 (1) 施設に関する基準 ① 基準省令第41条第1項各号に掲げる 施設(設置の義務付けられているも の)については、次の点に留意するこ	
		と。 イ 機能訓練室及び共同生活室を区画 せず、1つのオープンスペースとす ることは差し支えないが、入所者に 対する介護保健施設サービスの提供 に支障を来さないよう全体の面積は 各々の施設の基準面積を合算したも	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		の以上とすること。	
		ロ 施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、かつ、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に支障を来さない程度で認めて差し支えないものであること。したがって、洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えないこと。	
		② 各施設については、基準省令第3条 第2項に定めるもののほか、次の点に 留意すること。 イ 療養室 a 療養室に洗面所を設置した場合 に必要となる床面積及び収納設備 の設置に要する床面積は、基準面 積に含めて差し支えないものであ ること。	
		b 療養室にはナース・コールを設けることを定めたものである。ただし、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えない。	
		ロ 診察室 医師が診察を行うのに適切なもの とすること。	
		ハ 機能訓練室 介護老人保健施設で行われる機能 訓練は、理学療法士又は作業療法士 の指導下における運動機能やADL (日常生活動作能力)の改善を中心 としたもので、これにだ としたものであること。ただ し、サテライト型小規模介型や機 健施設及び医療機関併設型小規模介 護老人保健施設の場合は、機能訓練 室は40平方メートル以上の面積を し、必要な器械・器具を備えるこ と。	
		ニ 談話室 談話室には、入所者とその家族等 が談話を楽しめるよう、ソファー、 テレビその他の教養娯楽設備等を備 えること。 ホ 浴室 入浴に全面的な介助を必要とする 者に必要な特別浴室については、そ の出入りに当たってストレッチャー 等の移動に支障を生じないよう構造 設備上配慮すること。	
		へ サービス・ステーション 看護・介護職員が入所者のニーズ に適切に応じられるよう、療養室の ある階ごとに療養室に近接して設け ること。 ト 調理室 食器、調理器具等を消毒する設	
		備、食器、食品等を清潔に保管する 設備並びに防虫及び防鼠の設備を設 けること。 リ その他 a 焼却炉、浄化槽、その他の汚物	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		処理設備及び便槽を設ける場合に は、療養室、共同生活室及び調理 室から相当の距離を隔てて設ける こと。	
		b 床面積を定めない施設については、各々の施設の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮すること。 c 薬剤師が介護老人保健施設で調剤を行う場合には、薬剤師法の規	
		定により、調剤所が必要となるこ と。	
		③ 基準省令第3条第3項は、同条第1 項各号に定める各施設が当該介護老人 保健施設の用に専ら供するものでなければならないこととしたものであるが、介護老人保健施設と病院、診療所 (医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。)又は介護医療院、指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設 (以下「病院等」という。)とが併設	
		される場合(同一敷地内にある場合、 又は公道をはさんで隣接している場合 をいう。以下同じ。)に限り、次に掲	
		でいり。以下同じ。)に限り、状に拘 げるところにより、同条第3項ただし 書が適用されるものであるので、併設 施設(介護老人保健施設に併設される 病院等をいう。以下同じ。)と施設を 共用する場合の運用に当たっては留意 すること。	
		イ 療養室については、併設施設との 共用は認められないものであるこ と。	
		ロ 療養室以外の施設は、介護老人保健施設と併設施設双方の施設基準を満たし、かつ、当該介護老人保健施設の余力及び当該施設における介護保健施設サービス等を提供するための当該施設の使用計画(以下「利用計画」という。)からみて両施設の入所者の処遇に支障がない場合に限り共用を認めるものであること。	
		ハ 共用する施設についても介護老人 保健施設としての許可を与えること となるので、例えば、併設の病院と 施設を共用する場合には、その共用 施設については医療法上の許可と介 護老人保健施設の許可とが重複する ものであること。	
		④ 設置が義務づけられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護老人保健施設の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮すること。	
		(2) サテライト型小規模介護老人保健施設 等の施設に関する基準 ① サテライト型小規模介護老人保健施	
		設 サテライト型小規模介護老人保健施 設の場合にあっては、本体施設の施設 を利用することにより当該サテライト 型小規模介護老人保健施設及び当該本 体施設の入所者の処遇が適切に行われ ると認められるときは、調理室、洗濯	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		室又は洗濯場及び汚物処理室を有しないことができることとした。 ② 医療機関併設型小規模介護老人保健施設	
		医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療を室を除き、これらの施設を有しないことができることとした。	
		(3) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。 ① 基準第3条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。	
		② 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることにかんがみてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、当該介護老人保健施設の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、	
		火気の取扱いその他火災予防に関する 指導監督、防災意識の高揚に努めるこ と。 ④ 定期的に行うこととされている避難 等の訓練は、当該介護老人保健施設の 建物の燃焼性を十分に勘案して行うこ と。	
		3 構造設備の基準 基準省令第4条に定める介護老人保健施設の 構造設備については、次の点に留意すること。	
		(1) 耐火構造 介護老人保健施設の建物は、入所者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、共同生活室、浴室及び便所等入所者が日常継続的に使用する施設(以下「療養室等」という。)を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、基準第4条第1号に掲げる要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。	
		(2) エレベーター 介護老人保健施設の入所者が寝たきり老人等 介護を必要とする老人であることから、療養室 等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階 段及びエレベーターの設置を義務づけたこと。	
		(3) 階段 階段の傾斜は援やかにするとともに、手すり は原則として両側に設けること。 (4) 廊下 ① 廊下の幅は、内法によるものとし、	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		手すりから測定するものとすること。 ② 手すりは、原則として両側に設けること。 ③ 中廊下は、廊下の両側に療養室等又はエレベーター室のある廊下をいうこと。 (5) 入所者の身体の状態等に応じた介護保健施設サービスの提供を確保するため、車椅子、ギャッチベッド、ストレッチャー等を備えること。	
		(6) 家庭的な雰囲気を確保するため、木製風のベッド、絵画、鉢植え等の配置や壁紙の工夫等に配慮するとともに、教養・娯楽のための本棚、音響設備、理美容設備等の配置に努めること。 (7) 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。	
		(8) 病院又は診療所と介護老人保健施設と を併設する場合には、両施設の入所者の 処遇に支障がないよう、表示等により、 病院又は診療所と介護老人保健施設の区 分を可能な限り明確にすることで足りる こと。	
		(9) 基準省令第4条第7号に定める「消火 設備その他の非常災害に際して必要な設 備」とは、消防法第17条の規定に基づく 消防用設備等及び風水害、地震等の災害 に際して必要な設備をいうこと。	

第3章 運営に関する基準

1. 内容及び手続の説明及び同意

- (1) ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第50条に規定する重要項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。
- (2) ユニット型介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定によるところにより、当該入所申込者又はその承諾を得て、当該文書に記すべる方法をの承諾を得て、当該文書に記すに記すである方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。

この場合において、当該ユニット型 介護老人保健施設は、当該文書を交付 したものとみなす。

- 1 条例第6条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。
 - 一 電子情報処理組織(ユニット型 介護老人保健施設の使用に係る電 子計算機と入所申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機とを電

条例第53 条(第6条 第1項準 用)

53 2 内容及び手続の説明及び同意

条例第53 条(第6条 第2項準 用)

規則第11 条(第6条 第1項準 用) 適・台

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
気通信回線で接続した電子情報処 理組織をいう。)を使用する方法 のうちア又はイに掲げるもの			
アの申る通信備方 型の大学でである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、			
の旨を記録する方法) 二 電磁的記録媒体(条例第54条第1 項に規定する電磁的記録に係る記録 媒体をいう。)をもって調製する ファイルに条例第6条第1項に規定す る重要事項を記録したものを交付す る方法			
2 前項各号に掲げる方法は、入所申 込者又はその家族がファイルへの記 録を出力することによる文書を作成 することができるものでなければな	規則第11 条(第6条 第2項準 用)		
らない。 (3) ユニット型介護老人保健施設は、前項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 前項の規則で定める方法のうちユニット型介護老人保健施設が使用するもの ニ ファイルへの記録の方式	条例第53 条(第6条 第3項準 用)		
(4) 前項の規定による承諾を得たユニット型介護老人保健施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	条例第53条(第6条第4項準用)		
ユニット型介護老人保健施設は、正当な 理由なく介護保健施設サービスの提供	条例第53 条(第7条	3 提供拒否の禁止 基準省令第5条の2は、原則として、入	適 · 2

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
を拒んではならない。	準用)	所申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入所者に対し自ら適切な介護保健施設サービスを提供することが困難な場合である。		
3. サービス提供困難時の対応				
込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し	条例第53 条(第8条 準用)	4 サービス提供困難時の対応 基準省令第5条の3は、入所申込者の病状からみて、その病状が重篤なためにユニット型介護老人保健施設での対応が困難であり、病院又は診療所での入院治療が必要であると認められる場合には、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないものであること。	適•	* 否
1. 受給資格等の確認				
護保健施設サービスの提供を求められ	条例第53 条(第9条 第1項準 用)	5 受給資格等の確認 (1) 基準省令第6条第1項は、介護保健施設サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、中型介護老人保健施設は、介護保健施設は、介護保健施設は、介護保健施設は、介護不可提示である被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。	適•	否
	条例第53 条(第9条 第2項準 用)	(2) 同条第2項は、入所申込者の被保険者 証に、介護保健施設サービス等の適切か つ有効な利用等に関し当該被保険者が留 意すべき事項に係る認定審査会意見が記 載されているときは、これに配慮して介 護保健施設サービスを提供するように努 めるべきことを規定したものである。		
5. 要介護認定の申請に係る援助				
所の際に要介護認定を受けていない入	条例第53 条(第10 条第1項準 用)	6 要介護認定の申請に係る援助 (1) 基準省令第7条第1項は、要介護認定の申請が有令第7条第1項は、要介護認定の財力がは、要介護認定の効力がは、要介護認定により、用して係るとにより、一般を開いるのが、一般を関するとなり、一般を関するとなり、一般を関するとなり、一般を関いたのは、のは、のは、のでは、のである。	適 ・	不
(2) ユニット型介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第53 条(第10 条第2項準 用)	(2) 同条第2項は、要介護認定の有効期間が原則として6月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該落定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、ユニット型介護老人保健施設は、要介護認定の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間が終わる30日前にはなされるよう、必要な援助を行		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		わなければならないこととしたものであ る。	
6. 入退所			
(1) ユニット型介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。	条例第53 条(第11 条第1項準 用)	7 入退所 (1) 基準省令第8条第1項は、ユニット型 介護老人保健施設は、看護、医学的管理 の下における介護及び機能訓練等が必要 な要介護者を対象とするものであること を規定したものである。	適・否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。	条例第53 条(第11 条第2項準 用)	(2) 同条第2項は、入所を待っている申込者がいる場合には、入所を待って介護保健施設・る場合には、入所を持っている中とではない。 とのではないではないではないでは、一次では、一次では、一次では、一次では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでものである。というには、できないでは、できないでは、できないでは、できないである。というには、できないでものである。	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。	条例第53 条(第11 条第3項準 用)	(3) 同条第3項は、基準省令第40条(基本 方針)を踏まえ、入所者の復帰が見込まれる場合には、居宅での復帰が見込まれる場合には、居宅での意義で見込まれる場合には、居宅できるだ明を行ったといったといこと等のが望ましいというである。ともに、入所者に対してあるにが望ましたものである。ともサーバスがいるの把握にあるにとを規定の表にとを規定したものである。また、質の高観点から提供健施によってというである。また、質の利用状況等の把握にある。としたものである。	
(4) ユニット型介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。	条例第53 条(第11 条第4項準 用)	(4) 同条第4項及び第5項は、入所者について、その病状及び身体の状態に照らし、退所して居宅において生活ができるかどうかについて定期的に検討しなければならないこととされたものであること。医師、薬剤師(配置されている場合に限る。)、看護・介護職員、支援相談	
(5) 前項の検討に当たっては、医師、薬 剤師、看護・介護職員(看護師若しく は准看護師又は介護職員をいう。)、 支援相談員、介護支援専門員等の従業 者の間で協議しなければならない。	条例第53 条(第11 条第5項準 用)	員、介護支援専門員等による居宅における生活への復帰の可否の検討は、入所後早期に行うこと。 また、その検討は病状及び身体の状態に応じて適宜実施すべきものであるが、 少なくとも3月ごとには行うこと。これらの定期的な検討の経過及び結果は記録しておくこと。	
(6) ユニット型介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	条例第53 条(第11 条第6項準 用)	(5) 同条第6項は、入所者の退所に際しての、本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業者等に対する情報提供について規定したものであること。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び支援相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
7. サービスの提供の記録	1		
(1) ユニット型介護老人保健施設は、入 所に際しては入所の年月日並びに入所 している介護保険施設の種類及び名称 を、退所に際しては退所の年月日を、 当該者の被保険者証に記載しなければ ならない。	条例第53 条(第12 条第1項準 用)	8 サービス提供の記録 基準省令第9条第2項は、サービスの提供 日、具体的なサービスの内容、入所者の状況そ の他必要な事項を記録しなければならないこと としたものである。	適 · 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	条例第53 条(第12 条第2項準 用)		
8. 利用料等の受領	'		
(1) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条9 第 4 5 条 第 1 項	4 利用料等の受領 第4の9は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。 ※ 第4の9 (1) 基準省令第42条第1項は、法定代理受領サービスとして提供される介護保健施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定に居住費用(食事の提供に要する費用、居住に費用として事にある事件を設定との額を除いた額の1割、2割(法第50条又は第69条の規定の規定の追用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応いことを規定したものである。	· 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	条例第45条第2項	(2) 同条第2項は、入所者間の公平及び入所者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない介護保健施設サービスを提供した際にその入所者から支払を受ける利用料の額と法定代理受領サービスである介護保健施設サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、前2項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。	条例第45 条第3項		
1 条例第45条第3項の規則で定める 費用の額は、次に掲げるものとす る。	規則第9条 第1項	(3) 同条第3項は、介護保健施設サービス の提供に関して、	
一 食事の提供に要する費用(法第 51条の3第1項の規定により特定 入所者介護サービス費が入居者に 支給された場合は、同条第2項第 1号に規定する食費の基準費用額 (同条第4項の規定により当該特 定入所者介護サービス費が入居者 に代わり当該ユニット型介護老人 保健施設に支払われた場合は、同 条第2項第1号に規定する食費の 負担限度額)を限度とする。)		① 食事の提供に要する費用(法第51条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
二 居住に要する費用(法第51条の 3第1項の規定により特定入所者 介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に 規定する居住費の基準費用額(同 条第4項の規定により当該特定入 所者介護サービス費が入居者に代 わり当該ユニット型介護老人保健 施設に支払われた場合は、同条第 2項第2号に規定する居住費の負 担限度額)を限度とする。)		② 居住に要する費用(法第51条の2第 1項の規定により特定入所者介護サー ビス費が入所者に支給された場合は、 同条第2項第2号に規定する居住費の 基準費用額(同条第4項の規定により 当該特定入所者介護サービス費が入所 者に代わり当該ユニット型介護老人保 健施設に支払われた場合は、同条第2 項第2号に規定する居住費の負担限度 額)を限度とする。)	
三 基準省令第42条第3項第3号の厚 生労働大臣の定める基準に基づき 入居者が選定する特別な療養室の 提供を行ったことに伴い必要とな る費用		③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき 入所者が選定する特別な療養室の提供 を行ったことに伴い必要となる費用	
四 基準省令第42条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ※ 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号)		④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき 入所者が選定する特別な食事の提供を 行ったことに伴い必要となる費用	
五 理美容代		⑤ 理美容代	
六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの		⑥ 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの	
2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第42条第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ※ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)	規則第9条第2項	については、前2項の利用料のほかに入所者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告のとし、前記⑥の費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。	
(4) ユニット型介護老人保健施設は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。 この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。	条例第45 条第4項	※ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日 老企第54号) (4) 基準省令第42条第5項は、ユニット型介護老人保健施設は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。 また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。	
3 条例第45条第4項の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲	規則第9条 第3項	て何なりればならないこととしたもので ある。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
げるものとする。			
9.保険給付の請求のための証明書の交付	1		
ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。	条 (第14 条準用)	10 保険給付の請求のための証明書の交付 基準省令第12条は、入所者が保険給付の請求 を容易に行えるよう、ユニット型介護老人保健 施設は、法定代理受領サービスでない介護保健 施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合 は、提供した介護保健施設サービスの内容、費 用の額その他入所者が保険給付を請求する上で 必要と認められる事項を記載したサービス提供 証明書を入所者に対して交付しなければならな いこととしたものである。	適・否
10.介護保健施設サービスの取扱方針			
(1) 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自身的な日常生活を営むことができるようにするため、一世不計画をできるの日常生活上の活動に入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。 (2) 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を	条例第46 条第1項 条例第46 条第2項	5 介護保健施設サービスの取扱方針 (1) 基準省令第43条第1項は、第40条第1 項の大力・第40条第1項は、居者からの日本を受けて、が自身を受けるという。 では、がけれるのでは、では、自身では、自身では、がけれるのでは、では、からないでは、では、ないでは、ないでは、ないでは、とれて、のでは、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身では、自身	適 • 否
持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。 (3) 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。	条例第46 条第3項	ビスの提供は、入居者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。 このため職員は、入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要	
(4) 介護保健施設サービスは、入居者の 自立した生活を支援することを基本と して、入居者の要介護状態の軽減又は 悪化の防止に資するよう、その者の心 身の状況等を常に把握しながら、適切 に行われなければならない。	条例第46 条第4項	であるが、同時に、入居者が他の入居者 の生活に過度に干渉し、自律的な生活を 損なうことのないようにすることにも配 慮が必要である。	
(5) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。	条例第46 条第5項	(3) 同条第6項及び第7項は、当該入所者 又は他の入所者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならず、緊急や むを得ない場合に身体的拘束等を行う場 合にあっても、その態様及び時間、その 際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ を得ない理由を記録しなければならない こととしたものである。	
(6) ユニット型介護老人保健施設は、介 護保健施設サービスの提供に当たって	条例第46 条第6項	また、緊急やむを得ない理由について は、切迫性、非代替性及び一時性の3つ の要件を満たすことについて、組織等と	

は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (7) ユニット型介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (8) ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (8) ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (6) ユニット型介護を人保健施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	保護するため緊急やむを 除き、身体的拘束等を ない。 介護老人保健施設は、前 束等を行う場合には、そ 間、その際の入居者の心 に緊急やむを得ない理由 ればならない。 介護老人保健施設は、身 適正化を図るため、次に 講じなければならない。 条第8項 条第8項
 一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 (9) ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 条 第9項 条 第9項 条 第9項 条 第9項 本務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための担当者なお、身体的拘束等適正化検討委員会 	医師、看護職員、介護職員、生活相談 員)により構成する。構成メンバーの責 移及び役割分担を明確にするとともに、 多体的拘束等の適正化対応策を担当する 者を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内でで複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の 東等の適正化のための指 ること。 その他の従業者に対し、 等の適正化のための研修 実施すること。 ②介護保健施設サービス 行い、常にその改善を図 2.65ない。 医師、看護職員、介護職員、生活相談 員)により構成する。構成メンバーの責 務及び役割分担を明確にすると担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の 兼務については、起し支えない。ただし、 日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者とと考さいる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、標着予防対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の潜置を適切に実施するための担当者

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		② 介護職員その他の従業者は、身体的 拘束等の発生ごとにその状況、背景等 を記録するとともに、①の様式に従 い、身体的拘束等について報告するこ	
		と。 ③ 身体的拘束等適正化検討委員会にお いて、②により報告された事例を集計 し、分析すること。	
		④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を	
		検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	
		(5) 身体的拘束等の適正化のための指針 (第8項第2号) ユニット型介護老人保健施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指	
		針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方	
		② 身体的拘束等適正化検討委員会その 他施設内の組織に関する事項③ 身体的拘束等の適正化のための職員 研修に関する基本方針	
		④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する	
		基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に 関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進 のために必要な基本方針	
		(6) 身体的拘束等の適正化のための従業者 に対する研修(第八項第三号) 介護職員その他の従業者に対する身体 的拘束等の適正化のための研修の内容と	
		しては、身体的拘束等の適正化の基礎的 内容等の適切な知識を普及・啓発すると ともに、当該ユニット型介護老人保健施 設における指針に基づき、適正化の徹底	
		を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該ユニット型介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開	
		催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、 職員研修施設内での研修で差し支えな	
11 佐沙山、プラ社市の佐藤		V.	
11. 施設サービス計画の作成 (1) ユニット型介護老人保健施設の管理	条例第53	12 施設サービス計画の作成	適・否
者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	条(第16条第1項準用)	基準省令第14条は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、施設サービス計画の作成、施設サービス計画の実施状況の把握など、施設サービスが施設サービス計画に基づいて適切に行われるよう、施設サービス計画に係る一連の業務のあり方及	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		び当該業務を行う介護支援専門員(以下「計画 担当介護支援専門員」という。)の責務を明ら かにしたものである。なお、施設サービス計画 の作成及びその実施に当たっては、いたずらに これを入所者に強制することとならないように 留意するものとする。	
		(1) 計画担当介護支援専門員による施設 サービス計画の作成(第1項) ユニット型介護老人保健施設の管理者 は、施設サービス計画の作成に関する業 務の主要な過程を計画担当介護支援専門 員に担当させることとしたものである。	
(2) 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。	条例第53 条(第16 条第2項準 用)	(2) 総合的な施設サービス計画の作成(第 2項) 施設サービス計画は、入所者の日常生 活全般を支援する観点に立って作成され ることが重要である。このため、施設 サービス計画の作成又は変更に当たって は、入所者の希望や課題分析の結果に基 づき、介護給付等対象サービス以外の、 当該地域の住民による入所者の話し相 手、会食などの自発的な活動によるサービス等も含めて施設サービス計画に位置 付けることにより、総合的な計画となる よう努めなければならない。	
(3) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についる環治を訪力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱立るした日常生活を営むことができました日常生活で解決すべき課題を把握しなければならない。	条例第53 条(第16 条第3項準 用)	(3) 課題分析の実施(第3項) 施性の人所者の 特でス計画は、るこまでは、 一世では、これの人所者の 特ででは、これの主要では、 一世では、一世のでは、 一世では、 一世では、 一世では、 一世では、 一世では、 一世では、 一世では、 一世ので、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世のでは、 一世の、 一世の、 一世の、 一世の、 一世の、 一世の、 一世の、 一世の	
(4) 計画担当介護支援専門員は、前項に 規定する解決すべき課題の把握(以下 「アセスメント」という。)に当たっ ては、入所者及びその家族に面接して 行わなければならない。この場合にお いて、計画担当介護支援専門員は、面 接の趣旨を入所者及びその家族に対し て十分に説明し、理解を得なければな らない。	条例第53 条(第16 条第4項準 用)	(4) 課題分析における留意点(第4項) 計画担当介護支援専門員は、解決す。 き課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、必ず入所者及らなその家族に面接して行わなければならない。この場合に類解係、協働関係の構築が重要であり、計画を引きるのというない。の間の信頼関係、当介護支援ののというという。ない。のかりに説明とのでは、理解を得からにがいるない。であり、世界をのははない。であり、ははない。であり、でははない。であり、でははない。では、ないでは、ないでは、ないでは、には、ないでは、には、ないでは、には、ないでは、には、ないでは、には、ないでは、には、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(5) 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者につい治療の方針にとびまる。 入所者につい治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、意向、治療の者とではに対する。 方所者の家族の者と活に対き般の解決すべき。 所者とびる。 解決すべき課題、介護保健施設が高い。 解決する上での内容、介護保健施設がよっての留でである。 が設している。 が記している。	条例第53条(第16条第5項準用)	(5) 項) (6) 型) (6) 型) (6) 型) (6) 型) (6) 型) (7) 型) (7) 型) (8) 型) (8) 型) (9) 型) (
(6) 計画担当介護支援等門員は、大介護の大力では、大介護の大力では、大介護の大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、	条 (第16条第6項準用)	(6) 見記の (7) という (7) と	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(7) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。	条例第53 条(第16 条第7項準 用)	護及び生活。 (7) 施設サービス計画原案の説明及び生活状況等に関係する者を指する。 (7) 施設サービス計画原案の説明及びの流過サービス計画直はれれて変更である。、入ば専れな計画では、がな時間では、がないでは、がでは、大びであるがでは、大びでは、大びでは、大びでは、大びでは、大びでは、大びでは、大びでは、大び	
(8) 計画担当介護支援専門員は、施設 サービス計画を作成した際には、当該 施設サービス計画を入所者に交付しな ければならない。	条例第53 条(第16 条第8項準 用)	(8) 施設サービス計画の交付(第8項) 施設サービス計画を作成した際には、 遅滞なく入所者に交付しなければならない。	
(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。	条例第53 条(第16 条第9項準 用)	(9) 施設 で	
(10)計画担当介護支援専門員は、前項に 規定する実施状況の把握(以下「モニ タリング」という。)に当たっては、 入所者及びその家族並びに担当者との 連絡を継続的に行うこととし、特段の 事情のない限り、次に定めるところに より行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記 録すること。	条例第53 条(第16 条第10項 準用)	い。 (10) モニタリングの実施(第10項) 施設サービス計画の作成後のモニタリングについては、定期的に、入所者と面接して行う必要がある。また、モニタリングの結果についても定期的に記録することが必要である。 「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。 また、特段の事情とは、入所者の事情により、入所者に面接することができまた、特別のようできまた。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(11)計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 こ 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	条例第53 条(第16 条第11項 準用)	まれない。なお、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。	
(12)第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。	条例第53 条(第16 条第12項 準用)	(11)施設サービス計画の変更(第12項) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を変更する際には、原則として、基準省令第14条第2項から第8項に規定された施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、入所者の希望による軽微な変更を行う場合には、この場合においても、までである。ただし、この場合においても解決する。ただし、ま専門員が、入所者の解決すべることは、同条第9項((9)施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。	
12. 診療の方針			
医師の診のとしては、大大人ののののののののののののののののでは、、次に掲げると、、次に掲げると、、次に掲げると、、次にとの方ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	条例第53条。	13 診療の方針 基準省令第15条は、ユニット型介護老人保健施設の医師が、常に入所者の病状や心身の状態の把握に努めるべきこととしたものであり、特に、診療に当たっては、的確な診断を基とし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うこと。	· 否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
13. 必要な医療の提供が困難な場合等の措置			•
(1) コニスト (1) コニスト (1) コニット (1) コニット (1) コニット (1) カー (1)	条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用	14 必要な医療の提供が困難な場合等の 措置等 (1) 基準省令第16条は、ユニット型施設の上とを第0人所有とは、エットでは定めているととをられている。 人保師があるとであるとのでは、一次	適
	-		-

14. 機能訓練

ユニット型介護老人保健施設は、入所者 の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生 活の自立を助けるため、理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを計画 的に行わなければならない。 条例第53 条 (第19 条準用)

15 機能訓練

基準省令第17条は、ユニット型介護老人保健施設の入所者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。)の指導のもとに計画的に行うべきことを定めたものであり、特に、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにすること。

なお、機能訓練は入所者1人について、少なくとも週2回程度行うこと。

また、その実施は以下の手順により行うこととする。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、入所者ごとのリハビリテーション実施計画を作成すること。リハビリテーション実施計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図るものとする。

なお、リハビリテーション実施計画 に相当する内容を施設サービス計画の 中に記載する場合は、その記載をもっ てリハビリテーション実施計画の作成 に代えることができるものとするこ

と、 ロ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がリハビリテーションを行うとともに、入所者の状態を定期的に記録 適・ 2

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		すること。 ハ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。 ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達すること。	
15 兴美英田			

15. 栄養管理

介護老人保健施設は、入所者の栄養状態 条係の維持及び改善を図り、自立した日常生活 条を営むことができるよう、各入所者の状態 条のに応じた栄養管理を計画的に行わなければ 用)ならない。

条例第53 条(第19 条の2準

16 栄養管理

基準省令第17条の2は、介護老人保健施設の 入所者に対する栄養管理について、令和3年度 より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケ ア・マネジメントを基本サービスとして行うこ とを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態 に応じて、計画的に行うべきことを定めたいる である。ただし、栄養士のみが配置されている 施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことが できる施設については、併設施設や外部の管理 栄養士の協力により行うこととする。

栄養管理について、以下の手順により行うこととする。

- ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況 を定期的に評価し、必要に応じて当該計 画を見直すこと。
- |二 栄養ケア・マネジメントの実務等については、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)において示しているので、参考とされたい。

16. 口腔(くう)衛生の管理

ユニット型介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

条例第53 条(第19 条の3準 用)

17 口腔衛生の管理

基準省令第17条の3は、ユニット型介護老人保健施設の入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたものである。別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)も参照されたい。

(1) 当該施設において、歯科医師又は歯科 医師の指示を受けた歯科衛生士(以下 「歯科医師等」という。)が、当該施設 適・否

否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		の介護職員に対する口腔衛生の管理に係 る技術的助言及び指導を年2回以上行う こと。 (2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入	
		所者毎に施設入所時及び月に1回程度の 口腔の健康状態の評価を実施すること。	
		(3) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとすること。	
		イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項	
		(4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。	
		なお、当該施設と計画に関する技術的 助言若しくは指導又は口腔の健康状態の 評価を行う歯科医師等においては、実施 事項等を文書で取り決めること。	
17. 看護及び医学的管理の下における介護			
(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	条例第47 条第1項	6 看護及び医学的管理の下における介護 (1) 基準省令第44条第1項は、看護及び医学的管理の下における介護が、第43条第1項及び第2項のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることの	適・否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。	条例第47 条第2項	ないよう留意する必要がある。 また、入居者が相互に社会的関係を築 くことを支援するという点では、単に入 居者が家事の中で役割を持つことを支援 するにとどまらず、例えば、入居者相互 の間で、頼り、頼られるといった精神的 な面での役割が生まれることを支援する ことにも留意する必要がある。	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。	条例第47 条第3項	(2) 基準省令第44条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。 (3) 基準省令第44条第3項は、入浴が、単	
しきを行うことをもって入浴の機会の 提供に代えることができる。 (4) ユニット型介護老人保健施設は、入 居者の病状及び心身の状況に応じて、	条例第47 条第4項	に身体の清潔を維持するだけでなく、入 居者が精神的に快適な生活を営む上でも 重要なものであることから、こうした観 点に照らして「適切な方法により」これ を行うこととするとともに、同様の観点 から、一律の入浴回数を設けるのではな	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。 (5) ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者につ	条例第47条第5項	く、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。 (4) ユニット型介護老人保健施設における看護及び医学的管理の下における介護に	
ひつを使用せさるを特ない人店有にういては、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。	未 第 0項	ついては、上記の(1)から(3)までによる ほか、第4の18の(1)から(3)までを準用 する。(基準第18条関係) ※ 第4の18 (1)入浴の実施に当たっては、入所者の自	
(6) ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。	条例第47 条第6項	立支援に資するよう、その心身の状況を 踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴 等適切な方法により実施すること。 なお、入所者の心身の状況から入浴が 困難である場合には、清しきを実施する などにより身体の清潔保持に努めるこ と。	
(7) ユニット型介護老人保健施設は、前各項に規定するものほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。	条例第47 条第7項	(2) 排せつに係る介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、トイレ誘導や入所者の自立支援に配慮した排せつ介助など適切な方法により実施すること。 なお、おむつを使用せざるを得ない場合には、入所者の人力を使用せばるを得ない場合には、入所者の人力を使用せない。	
(8) ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。	条例第47条第8項	したおむつを提供し、適切におむつ交換を実施すること。 (3) 「ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うともに、その発生を予防するための体神を整備しなければならない。」とは、褥瘡の予防に関わる施設における整備や存なに関わる施設における整備的なとにおいて介護職員等が配慮することを想定している。 例えば、次のようなことが考えられる。 ① 当該施設における褥瘡のハイリスク	
		(日本生活自立度が低い入所者等) に対し、標着予防低い入所者等) に対し、標着予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。 ② 当該施設において、専任の施設内褥 着予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。 ③ 医師、看護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。 ④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。 ⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。 また、施設外の専門家による相談、	
18. 食事		指導を積極的に活用することが望ましい。	
(1) ユニット型介護老人保健施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。	条例第48 条第1項	7 食事 (1) 基準省令第45条第3項は、第43条第1 項の介護保健施設サービスの取扱方針を 受けて、食事は、入居者の生活習慣を尊 重した適切な時間に提供しなければなら	適・否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。	条例第48 条第2項	ないこと、また、施設側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。	

(3) ユニット型介護を入保健施設は、人 無例第48 第33項 最着の生活関を専動した強力を持続するともに、人居者が まなのよのが状態に応じてできるほう 自立して食事をとることができるよう 必要な時間を発したければななかい。 条例第48 東郊和五に社会的関係を築くことが できるよう できるよう できるよう できるよう できるよう できるよう できるよう 大き かが担立に社会的関係を築くことが 全身 一条 条第4項 できるよう 大き たい たいことを とが ことと かった を大援しなければならない。 条例第48 東郊和五に社会的関係を築くことを 大援しなければならない。 全球に対してはならないので、 大き かった きない かった と できまるよう できるよう 変しなければならない。 全球について 大き かった きない かった と できまか 表し、 3.3 年 2 中間 から (7) まででき かん を 食 中間 から (8) また その 中間 から (7) までを 増加する と を 大援しなければならない。 と を 大援しなければならない。 条第4項 用する。 ※ 第4の19 (1) 全の の入所者の 守来を態に応じて、 接 食 ・	県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
語者が担互に任實的関係を奪くことを できるよう、その意思を整生とることを を支援しなければならない。 第 4 4 019 0 (1) から(7) までを準 用する。 ※ 第 4 019 0 (1) から(7) までを準 用する。 ※ 第 4 019 0 (1) から(7) までを準 用する。 ※ 第 4 019 (1) 食事の提供について 個々の人所者の栄養状態に応じて、長栄 養管理を対象を対象に記述されて、大人 所者の栄養状態、お記述ともに、人人 所者の栄養状態、対象に把握してうると、であると並び病な を計画のな食養の理性でを付うことをに、大人 所者の栄養が悪いないでは、といること。 (2) 調理について 調理は、からかじした。その実施状況を明らかにしてあること。 (3) 適時の食事の提供について 食事時間は適切なるととが、変養に関係とすること。 (4) 食事の提供に関する業務によりないと、 (4) 食事の提供に関する業務はユニシート型 介護者人保健施設自認理管理、教育を理しいが、早くでも年後も可以降とすること。 (4) 食事の提供に関する業務の変素にしい、 (4) 食事の提供に関する業務に対象とするとか、 食事の提供に関する業務が上のより、 (4) 食事の提供に関する業務はユニット型 介護者と保健施設自認理管理、教育を理しいが、栄養管理、教育とことがで 変素に関する業分がな機能を行う。 変素に関する業務に対象を消しましい。 (4) 食事の提供に関する業務に対して過程を 理理、施設管理との管理をがを観える場合には、当該施設の最終的責任の下 で第三者に表示することとが必要があること。 (5) 家養室関係部門と食事、関係部の下 で第三者に表示することが必要である。 (6) 家養室関係部門と食事相談 を行う必要があること。 (7) 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容の検討について 食事内容がないな、急遽を関する。	居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 (4) ユニット型介護老人保健施設は、入	条第3項	40条第1項の基本方針を受けて、入居者 の意思を尊重し、また、その心身の状況 に配慮した上で、できる限り離床し、共 同生活室で食事を摂ることができるよう 支援しなければならないことを規定した ものである。 その際、共同生活室で食事を摂るよう	
(1) 食事の提供について、摂食・難下舎国とのという。 (2) 調理についる。 (3) 適事の必要を決している。 (4) 食事の提供について、資本のでは、 (4) 食事の提供について、 (4) 食事の提供について、 (4) 食事の提供に関する業務は、 (5) 疾事を問題を発生のいて、 (5) 疾事を問題を発生のとして、 (6) 疾事時間は過とすること。 (6) 変更の提供について、 (6) 食事の提供について、 (6) な事の提供について、 (6) な事の提供に関する業務はユニット型介護を人民機能施設しるので第2年について、 (6) 食事の提供に関する業務はユニット型介護を人民機能施設しが行うことが行うことが発生し、 (6) 企事の提供に関する業務はユニット型介護を人民機能施設に対すること。 (7) 変更の提供に対し、 (8) 食事の提供に対し、 (9) 食事の提供を施設として、 (9) 企事の提供を施設として、 (9) 企事の提供を施設として、 (9) 企事の提供を施設を対し、 (9) 企事の提供をを受ける。 (9) で、	できるよう、その意思を尊重しつつ、 入居者が共同生活室で食事をとること	条第4項	十分留意する必要がある。 (3) ユニット型介護老人保健施設における 食事については、上記の(1)及び(2)によ るほか、第4の19の(1)から(7)までを準	
調理は、あらかじめ作成された献立に 従って行うとともに、その実施状況を明 らかにしておくこと。 (3) 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間 は午後6時以降とすることが望ましい。が、早くても午後5時以降とすること。 (4) 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務ではユニット型ましいが、栄養管理、財務管理、材料管管理、地能管理、地解管理、特別で加速引息らが行うことがの 労働衛生管理について指設設にしてのです者が業務が過しる場合との。 等は主意を果たし得るような体制と要果な対点ななにより、会主意を果たし得るような体制と受害的責任の下で第二者に委託で表記とがで第二者に表記との表終的さんと。 (5) 療養室関係部門と食事関係部門との連絡の人所者の嚥下や 咀嚼の状況、食事関係部門と食事関係部門との連絡が入り、療養室関係の下では、入所者の嚥下や 咀嚼の状況、食事については、入所者の嚥下や 咀嚼の状況、食事にいて、 食事提供については、入所者の嚥下や 咀嚼の状況、食事にのいてとなるとの。 (6) 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談 を行う必要があること。 (7) 食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師			(1) 食事の提供について 個々の入所者の栄養状態に応じて、摂 食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄 養管理を行うように努めるとともに、入 所者の栄養状態、身体の状況並びに病状 及び嗜好を定期的に把握し、それに基づ き計画的な食事の提供を行うこと。 また、入所者の自立の支援に配慮し、 できるだけ離床して食堂で行われるよう	
食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。 (4) 食事の提供に関する業務の委託について食事の提供に関する業務はユニット型介護老人保健施設自らが行うとが望ましいが、栄養管理、満審管理、衛生管理、満職設等管理、衛生管理、第の衛生管理、第の衛生を関しらが行う等、当該を果たし得るような体制と必要な注意を果めて過去うな体制と必要な注意を果かし得るような体制と必要な注意を果からできること。 (5) 療養室関係部門と食事関係部門との連絡にてで第三者に委託することが必要があるの政験が含めの状況、食欲などのの状態できる。 (5) 療養の財産の状況、食欲などのの状態をもめに、療養を関係部門と食事関係部門との連絡が大分とられていることが必要であり、場合が、大所者の関係部門との連絡が、大所者の関係部門との連絡が、大所者の関係部門との連絡が、大所者の関係部門との連絡が、大所者では、当該があること。 (7) 食事内容の検討について食事内容については、当該施設の医師			調理は、あらかじめ作成された献立に 従って行うとともに、その実施状況を明	
て 食事の提供に関する業務はユニット型 介護老人保健施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、			食事時間は適切なものとし、夕食時間 は午後6時以降とすることが望ましい	
食事の提供に関する業務はユニット型 介護老人保健施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、林半管理、施設等管理、著務管理、衛生管理、 労働衛生管理について施設自らが行う 等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。 (5) 療養室関係部門と食事関係部門との連携については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であに、療養室関係部門と食事内であること。 (6) 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。 (7) 食事内容の検討について食事内容については、当該施設の医師				
携については、入所者の嚥下や 咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当 該入所者の食事に的確に反映させるため に、療養室関係部門と食事関係部門との 連絡が十分とられていることが必要であ スーレ (6) 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談 を行う必要があること。 (7) 食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師			食事の提供に関する業務はユニット型 介護老人保健施設自らが行うことが望ま しいが、栄養管理、調理管理、材料管 理、施設等管理、業務管理、衛生管理、 労働衛生管理について施設自らが行う 等、当該施設の管理者が業務遂行上必要 な注意を果たし得るような体制と契約内 容により、食事サービスの質が確保され る場合には、当該施設の最終的責任の下	
食事内容については、当該施設の医師			携について 食事提供については、入所者の嚥下や 咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当 該入所者の食事に的確に反映させるため に、療養室関係部門と食事関係部門との 連絡が十分とられていることが必要であ スート (6) 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談	
議において検討が加えられなければなら ないこと。			食事内容については、当該施設の医師 又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会 議において検討が加えられなければなら	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
ユニット型介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	条例第53 条(第22 条準用)		適 · 召
20. その他のサービスの提供	•		
(1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。	条例第49 条第1項	17 その他のサービスの提供等 (1) 基準省令第46条第1項は、基準省令第40条第1項のサービスの取扱方針を受けて、入居者1人1人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。	· 道· 召
(2) ユニット型介護老人保健施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	条例第49 条第2項	(2) ユニット型介護老人保健施設の療養室は、家族や友人が来訪・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊できることができるよう配慮しなければならない。	
21. 入所者に関する市町村への通知	by hell hole = a		\ \
ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する特元に従わないこ	条例第53 条(第24 条準用)	20 入所者に関する市町村への通知 基準省令第22条第1号及び第2号は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、介護保険法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収収は法第64条に基づく	· 否

- ビスの利用に関する指示に従わないこ とにより、要介護状態の程度を増進さ
- 偽りその他不正の行為によって保険 給付を受け、又は受けようとしたと

支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく 保険給付の制限を行うことができることに鑑 み、ユニット型介護老人保健施設が、その入所 者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村 に通知しなければならない事由を列記したもの である。

22. 管理者による管理

せたと認められるとき。

ユニット型介護老人保健施設の管理者 は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設 の職務に従事する常勤の者でなければなら ない。

ただし、当該ユニット型介護老人保健施 設の管理上支障のない場合は、他の事業 所、施設等の職務に従事することができる ものとし、管理者が本体施設(ユニット型 介護老人保健施設に限る。以下この条にお いて同じ。) に従事する場合であって、当 該本体施設の管理上支障のない場合は、サ テライト型小規模介護老人保健施設、サテ ライト型特定施設(指定地域密着型サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基 準(平成18年厚生労働省令第34号。以下3 の条において「指定地域密着型サービス基 準」という。)第110条第4項に規定する サテライト型特定施設をいう。) 又はサテ ライト型居住施設(指定地域密着型サービ ス基準第131条第4項に規定するサテライ ト型居住施設をいう。)の職務に従事する ことができるものとする。

条例第53 条 (第25 条準用)

|21 管理者による管理 (基準省令第23条)

ユニット型介護老人保健施設の管理者は常勤 であり、かつ、原則として専ら当該ユニット型 介護老人保健施設の管理業務に従事するもので ある。ただし、以下の場合であって、当該ユ ニット型介護老人保健施設の管理業務に支障が ないときは、他の職務を兼ねることができるも のとする。

- (1) 当該ユニット型介護老人保健施設の従 業者としての職務に従事する場合
- (2) 同一の事業者によって設置された他の 事業所、施設等の管理者又は従業者とし ての職務に従事する場合であって、当該 他の事業所、施設等の管理者又は従業者 としての職務に従事する時間帯も、当該 ユニット型介護老人保健施設の入所者へ のサービス提供の場面等で生じる事象を 適時かつ適切に把握でき、職員及び業務 の一元的な管理・指揮命令に支障が生じ ないときに、当該他の事業所、施設等の 管理者又は従業者としての職務に従事す

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		る場合のおいた。	
23. 管理者の責務			
者は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 (2) ユニット型介護老人保健施設の管理者は、従業者に第5章第3節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う	条例第53 条(第26 条第1項準 用) 条例第53 条(第26 条第2項準 用)	22 管理者の責務 基準省令第24条は、ユニット型介護老人保健施設の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者に基準省令の第4(運営に関する基準)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。	適・否
	条例第53 条(第27 条準用)	23 計画担当介護支援専門員の責務 基準省令第24条の2は、ユニット型介護老人保健施設の計画担当介護支援専門員の責務を定めたものである。 計画担当介護支援専門員は、準省令第14条の業務のほか、ユニット型介護老人保健施設が行う業務のうち、基準省令第8条第3項から第6項まで、第34条第2項及び第36条第2項に規定される業務を行うものとする。	適 · 否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
ユニット型介護老人保健施設は、次に掲する施設の運営についての重要事項に別する規程を定めておかなければならない。 施設者のの目の及び運営の方針 施設者の自動及びユニットごとの入居定員 四ユニシトの数及びユニットごとの入居に対する介護保健施設サービスの内容及び利用半たっての留意事項 主非常のの利対策 連持ののための措置に関する事項 九 その他施設の運営に関する重要事項	条例第50条	9 運営規程 (1) 入居者に対する介護保健施費用の類での人工を表している。 (1) の内容のすらり、	適・召
	<u>I</u>	I .	<u>I</u>
(1) ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第51 条第1項	10 勤務体制の確保等 ※ 第 4 の25	適・ 召

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		ため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意すること。 (1) 同条第1項は、ユニット型介護老人保健施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置等を明確にすることを定めたものであること。 (2) 夜間の安全の確保及び入所者のニーズに対応するため、看護・介護職員による夜勤体制を確保すること。また、休日、夜間等においても医師との連絡が確保される体制をとること。	
(2) 前項の従業者の勤務が安心しとでは、入りの関係を定したできるよう、継続性を重視したができるという。という。 といった はいればなら、とののでは、現りのでである職員配置を利力なければならものとする。 という はいない はいない はいない はい	条第2項 規条	(1) 基条性、	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		まえた上で、配置基準を再検討する予定 であるので、この当面の基準にかかわら ず、多くの職員について研修を受講して いただくよう配慮をお願いしたい。	
		(3) 令和3年4月1日以降に、入居定員が 10を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正省令附則第6条の 経過措置に従い、夜勤時間帯(午後10時 から翌日の午前5時までを含めた連続す る16時間をいい、原則として施設ごとに 設定するものとする。以下同じ。)を含 めた介護職員及び看護職員の配置の実態 を勘案し、次のとおり職員を配置するよ う努めるものとする。 ① 日勤時間帯の介護職員及び看護職員 の配置	
		ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯(夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。	
		② 夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。	
		なお、基準省令第48条第2項第1号 及び第2号に規定する職員配置に加え て介護職員又は看護職員を配置するこ とを努める時間については、日勤時間 帯又は夜勤時間帯に属していればいず れの時間でも構わず、連続する時間で ある必要はない。当該ユニットにおい て行われるケアの内容、入居者の状態 等に応じて最も配置が必要である時間 に充てるよう努めること。 ※ 第4の25	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	条例第51 条第3項	(3) 同条第3項は、介護保健施設サービスは、当該施設の従業者によって提供することを原則としたものであるが、調理、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	
(4) ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、件健施部、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令に対し、認知定分さる者等の資格を有する者と除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じなければならない。	条例第51 条第4項	(4) 同条第4項前段は、ユニット型介護老人保健施設の各職種にわたって、統一した運営方針のもとに介護保健施設サービスの提供を行い、かつ、その向上を図るため、計画的に職員の研修の機会を確保するよう努めるものとしたものであると。 また、同項後段は、ユニット型介護老人保健施設、介護に直接携わる職員の者に、医療・福祉関係の資格を有さな計る、医療・福祉関係の資格を何きを受講させるために必要な措置を講じることを義	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(5) ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 (6) ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確	条項 条第51 条第6項 条第6項	務づけ護にととしたものであいます。 おいかであいる全での記の記の理症のいた。 ないの者のいて知知の理症のいた。 ないの者のいて知知の理症のいた。 ないのであいて知知のであれた。 のであいて知知のでないないでは、 のであいての知点がいた。 のでするといるないででいた。 のもも、 のもも、 のもも、 のもののでは、 のもののでは、 のもののでは、 のもののでは、 のものののは、 のものののは、 のものののは、 のものののは、 のものののは、 のものののは、 のものののは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	適否
保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	宋第04	ま、事業主には、職場におけるセクシュトルの大きになり、事業主には、職場におけるセクシュトルラスメント(以下「職場におけるのを雇用管理上の指置を講じることが義務づけられている。)の防止のための雇用管理上の書を踏まる、規定したもの内容及である。びまれ、き措置の具体的の取組セクシューでは、とおりとする。なお、上上のでは、上のでは、上のでは、人所者やその家族等からである。とに留意することに留意することになり、2000年には、上ののも含まれることに対しては、というないでは、上のでは、上のでは、上のでは、上のでは、人所者やその家族等からである。	
		と。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等について雇用管理上講ずべき措置等について指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。	
		a 事業者の方針等の明確化及びその 周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容 及び職場におけるハラスメントのを 行ってはなけるハラスメントのを 行ってはならない旨の方針を明確化 し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。) に応じ、適難に対応するために必要 な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじ め定めること等により、相談にめ のための窓口をあらかじめ定め、 労働者に周知すること。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、対性の職業生活に一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びの充実の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務とされているが、適切な勤務をとなれまでの間は努力義務とされているが、必要な措置を請じるよう努められたい。	
		ロ	
27. 業務継続計画の策定等		(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護施設におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、施設におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。	

27. 業務継続計画の策定等

(1) ユニット型介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

条例第53 条(第29 条の2第1 項準用)

26 業務継続計画の策定等

(1) 基準省令第26条の2は、ユニット型介護老人保健施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続して介護老人保健施設サービスの提供を受けられるよう、介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継

適・否

	条項	国解釈通知	適否
2) ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3) ユニット型介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	条条項 条条項 条条条項 条条条項 条条条項 条条条項 条条条項 条条条項	四四年の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	ì	窗否	î
		アの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。			
	•		•		
ユニット型介護老人保健施設は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、 責待その他のやむを得ない事情がある場合 は、この限りでない。			適	•	否
29. 非常災害対策					
(1) ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保険施設の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとて、非常災害に関する具体的の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に避業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	条例第53条第1項第1項	27 (1)	適		否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、前 項に規定する訓練の実施に当たって、	条例第53 条(第31	(4) 同条第2項は、ユニット型介護老人保 健施設の開設者が前項に規定する避難、			

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	条第2項準用)	救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう 努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。	
30. 衛生管理等			
(1) ユニット型介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	条例第53 条(第32 条第1項準 用)	28 衛生管理等 (1) 基準省令第29条は、ユニット型介護老人保健施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意すること。 ① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法規に準じて行われなければならない。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。 ② 食中毒及び感染症の発生を防止する	· 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、当 該ユニット型介護老人保健施設又はま 技工ニット型介護者人保健施設又はま がではないます。 一 当該コニット型介護者人保健施設 ではないようらない。 一 当該コニット型介護者人保健施的 ではないはない。 一 当該コニット型介護者を にでする感防止ない。 一 におけん延ののをといるのでは果ていてする を関するとといるのではまれてののでは とといるのではまれてののでは にでするのではまれてのででは、 にないない。 にないまればない。 一 におけん延ののをおおむれる のでは、 のでは、 ののでは、	条例第53 条(第32 条第2項準 用)	ための措置等について、必要に応じて 保健所の助言、指導を保つこと。 に、常に密接な連携を保つこと。 (3) 特にインフルエンザ対策、腸管に 性大腸歯感染症対策、レジオネラ症 大腸歯感染症対策、レジオネラに を防止するための措置について、これ を防止するための措置について、これに 基づき、適切な措置を講じること。 (4) 医薬品の管理については、当該に エット型介護老人保健施設の実情にて じ、地域の薬局の薬剤師の協力を で、し、地域の薬局の薬剤の協力を で、ことも考えられること。 (5) 空調設備等により施設内の適温の確 保に努めること。	
すること。 三 当該ユニット型介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前3号に掲げるもののほか、基準省令第29条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。 ※ 厚生労働大臣が定める感染症又は		(2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から⑤までの取扱いとすること。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対職を検討する委員会(以下「感染対職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養	

役割分担を明確にするとともに、感染 対策を担当する者(以下「感染対策担

当者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としてのよら

(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡 予防対策担当者(看護師が望まし い。)、感染対策担当者(看護師が

れる者を選任すること。

号)

(H18.3.31 厚生労働省告示第268

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		望ましい。)、事故の発生又はその 再発を防止するための措置を適切に 実施するための担当者、虐待の発生 又はその再発を防止するための措置 を適切に実施するための担当者 感染対策委員会は、入所者の状況な ど施設の状況に応じ、おおむね3月に 1回以上、定期的に開催するととも に、感染症が流行する時期等を勘案し て必要に応じ随時開催する必要があ	
		る。 感染対策委員会・に を表示してきる員会を、に を表示していきでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
		を望まして。 ② の	
		③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 介護職員その他の従業者に対する 「感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修」の内容は、感染 対策の基礎的内容等の適切な知識を普 及・啓発するとともに、当該施設にお ける指針に基づいた衛生管理の徹底や 衛生的なケアの励行を行うものとす る。 職員教育を組織的に浸透させていく ためには、当該施設が指針に基づいた	

研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。	県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
研修の実施会、厚生労盛染症対策力向とのための研修教材は、厚生労盛染症対策力向とが、事業所の職員向対は等を活用えない。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための部にをを活用ない。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練のと、実際に感染症が発生した場合を想定し、シュン)を定期でいて、訓練(シミュレーシラことが必要である。訓練においては、きるよう、容に起いては、きるよう、容においては、きるよう、容においては、きるようをである。対応を定めた役割の役をでき、変染が変をしたとでのケアの演習などを実施がまるもにとれたのの切に切をを実施が表もしたとのとののの切に切である。 ② 無理が表している。 ② 無理が表している。 ② を表したとでのからないである。 ③ を表したとが必要地で表したとが必要地で表した。 ② を表したとが適者の感染症に関する事項とあるが、一定とないものをがある。 ② が必要がよるをは、人のでは、の場合には、の場合には、が、表しないものをなが、一定正当に対している。 当ははものできない。とび、一定は、大きな場合には、の場合には、の場合には、の場合には、の場合には、の場合には、の場合には、の意楽症に関する場合に他の従業者に対し、いて関知することが必要である。			作、合 す 記 施向な。た た 期で時生に、ど 施地な すこや、該入、該で を 調にもる 録 設上 ど め 場て的あに時基感を 手でが ると既サ当所介感	

31. 協力医療機関

- (1) ユニット型介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
 - 一 入所者の病状が急変した場合等に おいて医師又は看護職員が相談対応 を行う体制を、常時確保しているこ
 - 二 当該ユニット型介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等に おいて、当該ユニット型介護老人保 健施設の医師又は協力医療機関その 他の医療機関の医師が診療を行い、 入院を要すると認められた入所者の 入院を原則として受け入れる体制を 確保していること。

条例第53 条(第33 条第1項準

用)

29 協力医療機関等

基準省令第30条は、ユニット型介護老人保健施設の入所者の病状の急変等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものであること。

協力医療機関の選定に当たっては、必要に応 じ、地域の関係団体の協力を得て行われるもの とするほか、ユニット型介護老人保健施設から 近距離にあることが望ましい。

(1) 協力医療機関との連携(第1項)

ユニット型介護老人保健施設の入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関及び緊急時に原則入院できる体制を確保した協力病院を定めなければならない。その際、例えば同条第1項第1号及び第2号の要件を満たす医療機関と同条第1項第3号の要件を満たす医療機関を別に定めるなど、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

適・否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
※協力医療機関の決定は、令和9年3月31日まで努力義務(令和9年4月1日から義務 (令和6年条例第33号附則) (全部10回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。	条例第53 条第33 準 用)	たった。 病ア宅す接 を療としたのは元れたけの を療としたで地制が医にんる年の31がかい。出 ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ な付省指でのはて和らする。 を療と、を療定改権機合とい ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ は健病なうばに和年31がかい。出 ・ なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、なけ、な	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新型インザ等感染症(周条第9項に規定する新項に規定する新感染症をいう。次項に規定する新感染症をいう。次項に対しているように努めなければならない。	条例第第53条(第33条第3項	(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(第3項) 本記の連携(第3項) 本記の連携(第3項) 本記の事業をの発生時等に、所者に対している新興感染症がある。 本記の影響等を迅速に対め、不種協定がある。 本記のでは、大ののでは、大のののでは、大のののでは、大のののでは、大のののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大ののののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いののののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いのののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いののでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いのでは、大いの対応を行う、大いのでは、大いの対応を行う、大いのでは、大いの対応を行う、大いのでは、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いのでは、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いの対応を行う、大いのが、大いの対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行う、対応を行うが対応を行う、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行う、対応を行うを使用しているが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応に対応を行うが、対応に対応を行うが、対応を行うが、対応に対応を行うが、対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応を行うが、対応を行うが、対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応に対応を行うが、対応に対応を行うが、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応に対応に対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、	
(4) ユニット型介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ	条例第53 条(第33 条第4項準 用)	(4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合(第4項) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第2項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
なければならない。		合わせ、当該協力機関との間で、新興感 染症の発生時等における対応について協 議を行うことを義務付けるものである。 協議の結果、当該協力医療機関との間で 新興感染症の発生時等の対応の取り決め がなされない場合も考えられるが、協力 医療機関のように日頃から連携のある第 二種協定指定医療機関と取り決めを行う ことが望ましい。	
(5) ユニット型介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	条例第53 条(第33 条第5項準 用)	(5) 医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ (第5項) 「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。	
(6) ユニット型介護老人保健施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	条例第53 条(第33 条第6項準 用)		
32. 揭示			•
(1) ユニット型介護老人保健施設は、見やすい場所に、制度を対して、利用という。 当や は は ま で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	条例第53 条第34 条第1項 条第34 条第34 条第) 条第34 条第) 条第34 条第)	30 掲示 (1) 掲示 (1) 内容 (1	適
		省令第36号)第140条の44各号に掲げる 基準に該当するユニット型介護老人保 健施設においては、介護サービス情報 制度における報告義務の対象ではない ことから、基準省令第31条第3項の規 定によるウェブサイトへな掲載は行う ことが望ましいこと。なお場合す イトへの掲載を行わない場合するも、 第1項の規定による掲示は行う必率 第1項の規定による掲示は行う必要が あるが、これを同条第2項の規定や基 準省令第51条第1項の規定に基づく措	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知		i否
		置に代えることができること。 なお、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年3月30日厚生省告示第123号)二のハの(2)及び居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(不厚生労働省告示第419号)一のハに規定するウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、この(1)に準ずるものとする。 (2) 基準省令第31条第2項は、重要事項を記載しファイル等を介護サービスの所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該ユニット型介護名人保健施設内に備え付けることを規定したものである。		
33. 秘密保持等				
(1) ユニット型介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (2) ユニット型介護老人保健施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	条例第53 条第1項 用) 条例第53 条第2項 用)	31 秘密保持等 (1) 基準省令第32条第1項は、ユニット型 介第32条第1項は、ユニット型務 所護者令第32条第1項は、ユニット型務の 人保健施設の従業者に、、の秘密 と。 (2) 関連を第2項は、過去で表別の表別でありまさのでありでありでありでありでありでありでありである。 (2) には一般では一般では一般では一般である。 (2) には一般では一般である。 保理が、のからなどでは、過去である。 のであるには一般である。 は一般では一般では一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	適	· 否
(3) ユニット型介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。	条例第53 条(第35 条第3項準 用)	(3) 同条第3項は、入所者の退所後の居宅における居宅介護支援計画の作成等に資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものであること。		
34. 居宅介護支援事業者に対する利益供与	 等の禁止		•	
(1) ユニット型介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第53 条(第36 条第1項準 用)	32 居宅介護支援事業者に対する利益供 与等の禁止 (1) 基準省令第33条第1項は、居宅介護支 援事業者による介護保険施設の紹介が公 正中立に行われるよう、ユニット型介護 老人保健施設は、居宅介護支援事業者又 はその従業者に対し、要介護被保険者に 対して当該施設を紹介することの対償と して、金品その他の財産上の利益を供与 してはならない旨を規定したものである こと。	適	· 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	条例第53 条(第36 条第2項準 用)	(2) 同条第2項は、入所者による退所後の 居宅介護支援事業者の選択が公正中立に 行われるよう、ユニット型介護老人保健 施設は、居宅介護支援事業者又はその従 業者から、当該施設からの退所者を紹介 することの対償として、金品その他の財 産上の利益を収受してはならない旨を規		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		定したものであること。	
35. 苦情処理	•		1
(1) ユニット型介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する 入所者及びその家族からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第53 条(第37 条第1項準 用)	33 苦情処理 (1) 基準省令第34条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談変施設における苦情を処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずると間要についての内容を説明する文書に記載するとともに、施設することである。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第4の30の(1)に準ずるものとする。	· 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、 前項の苦情を受け付けた場合には、当 該苦情の内容等を記録しなければなら ない。	条例第53 条(第37 条第2項準 用)	(2) 同条第2項は、苦情に対しユニット型介護老人保健施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(ユニット型介護老人保健施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。また、ユニット型介護老人保健施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立質の方向上に向けた取組を自ら行うべきである。	
(3) ユニット型介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出帯員からののまめ又は当該市町村の職員からのの苦しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言にを受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第53 条(第37 条第3項準 用)	(3) 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者に関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、ユニット型介護老人保健施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを明確にしたものである。	
(4) ユニット型介護老人保健施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	条例第53 条(第37 条第4項準 用)		
(5) ユニット型介護老人保健施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険活(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査による調査による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第53 条(第37 条第5項準 用)		
(6) ユニット型介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。	条例第53 条(第37 条第6項準 用)		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(1) ユニット型介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	条例第53 条(第38 条第1項準 用)	34 地域との連携等 (1) 基準省令第35条第1項は、ユニット型 介護老人保健施設が地域に開かれたもの として運営されるよう、地域の住民やボ ランティア団体等との連携及び協力を行 う等の地域との交流を図らなければなら ないこととしたものである。	適・否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	条例第53 条(第38 条第2項準 用)	(2) 同条第2項は、基準省令第1条の2第 3項の趣旨に基づき、介護サービス相談 員を積極的に受け入れる等、市町村との 密接な連携に努めることを規定したもの である。 なお、「市町村が実施する事業」に は、介護サービス相談員派遣事業のほ か、広く市町村が老人クラブ、婦人会そ の他の非営利団体や住民の協力を得て行 う事業が含まれるものである。	
37. 事故発生の防止及び発生時の対応			
(1) ユニット型介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の再発生との事る措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、戦さを発生した場合等が指針を整備するこれを対応を対したが変発生した事故が発生した場合が発生した場合が発生した事故が発生した事故が主たとのでは、当該な改善をでは、当該な改善をでは、当該な改善をでは、当該な改善をでは、当該な改善をでは、当該な改善をでいている。とのでは、まないできるのとのでは、まないできるのとをでは、まないできるのとをでは、まないできる。とのでは、まないできる。とのは、まないできる。とのは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないのは、まない、まないのでは、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない、まない	条例第53条(第39条第1項準用)	35 事故発生の防止及び発生時の対応 事故発生の防止のための指針 事故発生の防止のための指針 コニット型介護老人保健施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 施設における介護事故の防止に関する上に関する上で、大変を強力を強力を強力を表したがの表して、大変を表したが介護事故の防止に関する事故にはで発生した介護事故、介護事故にはで発生した介護事故にはで発生したが介きでいるので、大変を表したが介きないたが介きである。 ニ 本の方には、	適 ・ 否
(2) ユニット型介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に対り事故が発生した場合は、連やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うととない。 (3) ユニット型介護老人保健施設は、前項処置について記録しなければならない。 (4) ユニット型介護老人保健施設は、スの提供により賠償すべき事故が発生した。、スの提供により賠償でを速やかに行わなければならない。	条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用 条条条用	本方針 へ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他介護事故基本方針 ト その他のに必要な基本方針 進のために必要な基本方針 ② 事実職員と対する当該指針の防止の推進のためでものを関連を変更をの別した改善を表したが、報告が表別であり、ないのでものでものでものでものでものでものでものでものでものがは、ないでものでものという。 「本の発生のよりをでいる。」とををは、のので、では、ないで、でのが、では、ないで、でのが、では、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	
		集計し、分析すること。 ニ 事例の分析に当たっては、介護事故 等の発生時の状況等を分析し、介護事	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 ホ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 へ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。	
		③ 事な発生の防止のための委員会に対している。 事故発生の防護者人のの委員会に対している。 「事故発生の防護者という。」 とびででででででででで、事故のでは、のの対対のののでは、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、ののが、のの	
		なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。	
		④ 事故発生の防止のための職員に対する研修 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容として切なりないの事故を当るとして切なりを当まするとはいる。 一型介容等の適コニメージをできて、指針にする。 一般を一型の大人保健施設を行うもさせている。 一般を一型の大型をでは、知りでは、知りでは、ないでは、ないでは、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	
		⑤ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者 ユニット型介護老人保健施設における 事故発生を防止するための体制として、 ①から④までに掲げる措置を適切に実施 するため、専任の担当者を置くことが必 要である。 当該担当者としては、事故防止検討委員会において安全対策を担当する者と同 一の従業者が務めることが望ましい。な	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		お、やのに、従切でえいた。 一事業所・施当者といいのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	

38. 虐待の防止

ユニット型介護老人保健施設は、虐待の 発生又はその再発を防止するため、次に掲 げる措置を講じなければならない。

- 一 当該ユニット型介護老人保健施設に おける虐待の防止のための対策を検討 する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者 に周知徹底を図ること。
- 二 当該ユニット型介護老人保健施設に おける虐待の防止のための指針を整備 すること。
- 三 当該ユニット型介護老人保健施設に おいて、介護職員その他の従業員に対 し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

条 条 条 条の2準 用)

条例第53 **37 虐待の防止**

基準省令第36条の2は虐待の防止に関する事 項について規定したものである。虐待は、法の 目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢 者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が 極めて高く、ユニット型介護老人保健施設は虐 待の防止のために必要な措置を講じなければな らない。虐待を未然に防止するための対策及び 発生した場合の対応等については、 「高齢者虐 待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関 する法律」(平成17年法律第124号。以下「高 齢者虐待防止法」という。) に規定されている ところであり、その実効性を高め、入所者の尊 厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に 掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じ るものとする。

・虐待の未然防止

ユニット型介護老人保健施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第1条の2の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

虐待等の早期発見

ユニット型介護老人保健施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町 **庙** • 丕

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		村の窓口に通報される必要があり、ユニット型介護老人保健施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。	
		以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。	
		① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する 「虐待の防止のための対策を検討する 「虐待の防止のための対策を検討する 長いう。)は、虐待等の発生のた場で発見に加え、虐待等が発生した場が発生した場所ををしたが発生であり、であるをであり、であるでであり、構成するとであり、で関係である。構成するとでありに開催することが必要である。を関いに関係であるとのといる。を表して積極的に活用することがまた、施設外のに活用することがまた、を表して	
		貝として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。	
		なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等	
		により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことがごさるもの際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係の進力を取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような際、そこで得た結果(施設に対するに対するにとける。その際、そこで得た結果(おける虐待に対する体制、虐待に対するを関い、といる。その際、そこで得た結果(施設路)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。	
		イ 虐待防止検討委員会その他施設内の 組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容 に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報 告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、 市町村への通報が迅速かつ適切に行わ れるための方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原 因等の分析から得られる再発の確実な 防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、	

その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第2号) ユニット型介護を設めるでは、次 のような項目を認り込むのでは、次 のような項目を認り込むには、次 のような可能を変り込むには、方 のような可能を変り込むに関する。 本 内の表し方 本 内の表し方 本 内の表し方 は 関連的のによった。 コー 信仰的によった。 コー に関する事が発生した場合の対応が、報告 小 保護・ 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		② 虐待の防止のための指針(第2号) ユニット型介護老人保健施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次 のような項目を盛り込むこととする。	
い。)、事故の発生又はその再発を防 止するための措置を適切に実施するた めの担当者、虐待の発生又はその再発		のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

|39. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適る	否
ニット型介護老人保健施設における業務の 効率化、介護サービスの質の向上その他の	条条条用例(の)	38 質殊機能のでは、大きないが、大きないが	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	否

40. 会計の区分

ユニット型介護老人保健施設は、介護保 条例第53 健施設サービスの事業の会計とその他の事 業の会計を区分しなければならない。 条準用)

36 会計の区分

基準省令第37条は、ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスと他の介護給付等対象サービスとの経理を区分するとともに、介護保険の事業の会計とその他の事業の会計を

適・否

区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。 ※ 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について(平成12年3月31日 老発第378号) ※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)	県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
ļ ļ			が、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。 ※ 介護老人保健施設会計・経理準則の制定について(平成12年3月31日 老発第378号) ※ 介護保険の給付対象事業における会計の区	

41. 記録の整備

- (1) ユニット型介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- (2) ユニット型介護老人保健施設は、入 所者に対する介護保健施設サービスの 提供に関する次の各号に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存 しなければならない。
 - 一 施設サービス計画
 - 二 第53条において準用する第11条 第4項の規定による居宅において日 常生活を営むことができるかどうか についての検討の内容等の記録
 - 三 第53条において準用する第12条 第2項の規定による提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - 四 第46条第7項の規定による身体的 拘束等の態様及び時間、その際の入 所者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録
 - 五 第53条において準用する第24条の 規定による市町村への通知に係る記 録
 - 六 第53条において準用する第37条 第2項の規定による苦情の内容等の 記録
 - 七 第53条において準用する第39条 第3項の規定による事故の状況及び 事故に際して採った処置についての 記録

|38 記録の整備

条例第53 条(第41 条第2項準 用)

条例第53

条 (第41

用)

条第1項準

「その完結の日」とは、個々の入所者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

滴 •

また、介護保健施設サービスの提供に関する 記録には診療録が含まれるものであること(た だし、診療録については、医師法第24条第2項 の規定により、5年間保存しなければならない ものであること)。

第六章 雑則

1. 電磁的記録等

(1) 介護老人保健施設及びその従業員は、 作成、保存その他これらに類するもののう ち、この条例の規定において書面(書面、 書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複 本その他文字、図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された紙そ の他の有体物をいう。以下この条において 同じ。) で行うことが規定されている又は 想定されているもの(第九条第一項(第五 十三条において準用する場合を含む。)及 び第十二条第一項(第五十三条において準 用する場合を含む。) 並びに次項に規定す るものを除く。) については、書面に代え て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方 式。 磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られる記

録であって、電子計算機による情報処理の

条例第54 **第6 雑則** 条第1項 **1 電磁的**

1 電磁的記録について

基準省令第51条第1項は、介護老人保健施設及び介護保健施設サービスの提供に当たる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、施設等は、この省令で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
用に供されるものをいう。)により行うことができる。		① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、基準省令第51条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係のガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	
	条例第54	2 電磁的方法について 家育第51条第 2 項は、入う。等の指便的公司 展準省令下「入所者等負という。等の観点でいた。 一点の観点では、大きのでは、大きの観点では、大きい。 を要する他にいる。 では、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいのののでは、大きいでは、大きないでは、大きいは、大きいでは、大きいでは、大きいは、大きいでは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きい	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
	条例 附則第4項		
2 介護老人保健施設であって、その開設者が介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号。以下この条において「施行法」という。)第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設による開設の許可を受けた者と一項の規定による開設の許可を受けた者との規定による開設の許可を受護という。)であたし、平成四年十日以前に老人保健施設という。)では、平成四年十日のについて、第四条第一項、して、第四条第一日について、第四条第一は、「一平方規定を適用する場合において、「一平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。	規則附則第2項		
3 みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。)附則第三条の規定の適用を受けこの規則の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第五条第三項第一号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。			
4 みなし介護老人保健施設であって、老	規則 附則第4項		
5 病床転換による介護老人保健施設(一	規則附則第5項		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
6 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第四条第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。	規則附則第6項		
7 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を有する診療療所の開設者が、当該診療所の一般病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床若ともでは、整費を不動力をでは、整費を必要を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を			
必要な広さを有するものとし、機能訓練室及び食堂の合計した面積は、三平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあっては、機能訓練に支障がない広さを確保すること。一平方メートルに入所定員数を乗じ			
て得た面積以上を有すること。 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床	規則 附則第8項		
9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又当該診療所の一般病床若しくは療養病床を当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する原下については、第五条第三項第四号アの規定にかからず、「全域の関係を発展である。」といい、中の下の			

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
第九十四条第一項の規定による開設の許可	規則 附則第10 項		

注1:介護保険法第97条第2項の規定により、厚生労働省令で定めるもの。

注2:介護保険法第97条第1項の規定により、厚生労働省令で定めるもの。